

かわべ

議会だより

KAWABE



国体ポ一ト競技会総決起大会（4月24日）



平成24年5月10日

第131号

● 24年第一回定例会	2
● 新年度予算質疑応答	2
● 可決案件	6
● 議会日誌	7
● 一般質問 4人の議員が質問	8
● 編集後記	14

24年第1回定例会

3月定例会（3月8日～19日まで）

24年度予算総額

68億5164万4千円を 全会一致で可決

本定例会では、平成24年度一般会計予算など23議案と、選挙管理委員及び同補充員の選挙のほか、追加案件として提出された「拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書」をいずれも原案のとおり可決しました。

会計別当初予算額

（単位：千円）

会 計	予 算 額	前年度対比	
一 般 会 計	3,937,000	26,000減	
特 別 会 計	国民健康保険事業	1,145,866	18,289増
	下水道事業	584,400	77,300減
	農業集落排水事業	32,000	1,200増
	介護保険	754,356	43,064減
	後期高齢者医療	117,207	2,767増
水 道 事 業	280,815	39,173増	
合 計	6,851,644	84,935減	

新年度予算案件

新年度当初予算案は、定例会初日、町長の提案説明とそれに対する総括質疑の後、総務委員会に審査が付託され、町長、各担当課長などの出席を求め、審査を行いました。審査委員会では、平成24年度当初予算における重点事業や財政指標に関する質問をはじめ26項目にわたる書面での質問のほか、口頭による質疑応答と審査を行い、いずれも「原案のとおり可決すべきもの」と決定し、定例会最終日に高木律夫総務委員長から、審査の経過及び結果について報告を行いました。

本会議での新年度予算の採決結果は、一般会計ほか6会計を全会一致で原案のとおり可決しました。

定例会初日に行われた予算に対する総括質疑と、13日に開催された総務委員会における質疑と回答の一部は次のとおりです。

質疑応答の

主な内容

（総括質疑）

国民体育大会の開催は競技の成功だけでなく、川辺町の全国への発信、文化・教育の振興、経済の発展など広く町の活性化を目指さなければならぬが、新年度予算案全体、特に企画費、観光費、商工費、教育費に国体開催を起爆剤とした、町の活性化施策が目立たないと感じる。どのように予算編成が行われたのか。

川辺町議会から提出された活性化に関する提言書の内容である「住宅建設の支援」「宅地化に関する規制緩和」「町の魅力創出」「子育て環境の充実と特色化」「産業振興支援」のうち、U・イーターン事業、企業立地促進奨励事業などは新年度予算に盛り込まれているが、そのほかは予算編成にあたってどのように考えられたのか。

〔総括質疑に対する回答〕

〔町長〕

国体開催を契機として川辺町を広くアピールするため、選手、観客はもちろんマスコミを通じていろいろな手法で訴えていきたい。また知名度がさらに高まるよう周辺地域、国道41号線を使って川辺町を通過していく皆様にも訴えていくことを考えています。

住民の皆様と協働して国体を開催することを今後の目指すべき町づくりのモデルケースとして地域活性化の契機としてと考えています。

新年度予算編成にあたっては全てのセクションに対して国体を意識した予算、事業計画とするよう指示しており、全庁をあげて取り組んだところではあります。

予算組みとしては国体実行委員会等で組むもの、一般会計で組むものと分かれるため、一般会計の各所には予算として現れていないところもありませんので、ご理解いただきたい。

例えば、国民体育大会推進費には人件費や競技費用のほかに、写真コンテスト、花飾り運動、歓迎のほり、懸垂幕、PRグッズ、炬火リレーイベント、おもてなし賄い、チラシ、川辺町マップなどのアイテムが詰め込まれています。

例年行われている「ダム湖クリンアップ作戦」や各種イベント、行事、24年度に川辺町で開催される「かも1グランプリ」など多くの事業が国民体育大会を意識した内容、スケジュールとするよう調整が図られています。

川辺町の活性化対策については、決議を最大限尊重し検討を重ね、予算に盛り込めるものは極力盛り込みました。

住宅建設支援関係では「住宅用太陽光発電施設設置補助事業」の新設、「区画整理事業支援事業」の継続などを、川辺町の魅力の創出関係では「山楠公園・東光寺公園改修事業」「公共サイン整備事業」「町内施設案内看板や歓迎看板設置事

業」の実施のほか「U・Iターン奨励事業」の継続などを盛り込みました。

子育て環境の充実と特色化関係では「北小学校の大規模改修」「保育所机・椅子整備事業」「不妊治療助成」の実施のほか「学校教育支援講師の配置」の継続などを、産業振興の支援関係では「企業立地促進奨励金事業」「エコを活用した地域循環型ビジネス推進事業」を盛り込んでいます。

総合的な活性化対策としては、何より道路の基礎的インフラ整備が住宅誘致における最重要ポイントで、活性化の一番の近道になるものと考えており、ここ数年は特に道路整備予算の充実に努めているほか、国・県に対しても整備を働きかけているところです。

予算の総枠は限られており、全ての分野について満足な予算を組むことは難しく、断念する事業もさまざまな意見の中で判断してきました。結果、ベストではないかもしれませんがベターな予算

編成となったものと考えています。

〔町長〕

Q 予算全体で町長が主たる事業としている分野は

A 一つめは国民体育大会ポータル競技会開催関係で大会推進費のほか各課・各費目で必要経費を計上しています。二つめは安心・安全分野で、ハード、ソフト両面における防災対策を各分野に盛り込みました。三つめは地域活性化分野で、道路整備予算の確保のほか各種新規施策を採用しました。

各年度財政指標 単位：%

	平成22年度 (確定値)	平成23年度 (見込値)	平成24年度 (見込値)
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	11.3	11.0	11.3
将来負担比率	55.2	51.2	52.4

A 「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、法律相談、その他行政一般に関する相談、助言等を依頼するため、共同で弁護士委託契約を行うことになっています。この事業に際しては定住自立圏財政措置（交付税措置）が一定期間活用できる予定です。現在川辺町が委託している弁護士は3月までの契約です。

Q 役場で作成する封筒などに広告を掲載し、歳入に充てることはできないか

Q 職員交流負担金の内容と実績について

A 第5次行政改革の中で、町ホームページや公共施設等への民間広告掲載、自動販売機設置に競争原理を導入するため検討を進めます。

A 職員の資質向上および情報共有を目的として美濃加茂市と実施している職員派遣に伴う負担金です。

Q 顧問弁護士負担金が定住自立圏の関係で増額となっている。今まで依頼していた弁護士は解任となるのか

A 平成24年度においても1名の職員を美濃加茂市に派遣しますが、受け入れる職員との給与に差が生じることから、派遣協定書に基づき給与等差額相当分を負担金として予算計上してあります。

A 当初予算を執行した際の試算値は次の表のとおりですが、町債・基金・普通交付税や他の要因も多分に影響を受けますので、あくまで参考数値です。

美濃加茂市との職員派遣は22から23年度まで行

政職で1名、23から24年度まで福祉職で1名となつています。

Q 新公会計制度移行に対する見込みと現状について

A 現在の公会計制度は現金主義による単式簿記で経理を行っています。しかし、この方法では資産や負債のストック状況や現金以外の要素を考慮した実質的なコストや、収益といった財務内容が分かりません。そのため、総務省より発生主義に基づく複式簿記の手法を取り入れた財務書類の作成を要請されました。

新公会計制度は、現行の制度を廃止して移行するものではなく、現行制度を継続しながら新たな基準により財務書類を作成する制度です。
新公会計制度に基づく財務書類は平成23年度の決算から説明できるように取り組みを進めています。

Q 可茂消防事務組合に対し1億3394万円を負担することになったが、組合の予算、決算の確認状況は

A 可茂消防事務組合の予算編成に際しては、構成市町村担当課長会議を数回開催し、予算編成方針や事業内容、前年度決算との比較等について説明を受け、さらに、その上で精査すべきところは精査し、その後、副市町村長会議を経て市町村長および市町村議会議長で構成される組合議会に提出されます。

Q 防災用車載無線機の設置数は。全車両機器の更新ではないのか

A 機は29台あり、導入後21年が経過するため、老朽化による出力低下などの障害が発生しつつあります。このため、症状のみられる無線機から順次入れ替えを実施し

ていくもので、24年、25年度は10台ずつ、26年は9台を入れ替えるものです。



(防災用車載無線機)

【住民課】

Q 戸籍住民基本台帳費について、各システムによる委託費が大であるが、国民総背番号制が導入された場合に対応はできるのか

A 国民総背番号制については2015年1月からの導入を目指す予定です。住民基本台帳システムについては、導入のためのシステム改修で対応が可能です。費用は発生すると

思われませんが、現時点での具体的な内容が明らかでないため、金額等詳細は不明です。費用については国による補てんがされるものと思います。

戸籍システムについては、現時点で戸籍上の国民総背番号制については何ら閣議決定されていないため、特に変更等の影響はないものと思われ

Q 社会福祉協議会への補助金額が増加している。予算の算定根拠は

A 社会福祉協議会に対して、事務局の職員1名、嘱託職員1名、福祉活動専門員1名の人件費を補助しています。

このうち、福祉活動専門員が産前産後休暇、育児休暇を取得したため、代わりに、嘱託の福祉活動専門員を雇用していました。24年度からは、正規の職員が復帰しますので、予算計上してあります。

また、嘱託職員1名を増員することについては、①単位福寿会における友愛訪問や交通安全、地域での見守り活動等の事業を活発に推進していくため、それぞれの活動を支援していく専任の担当が必要となっていること。

②福祉バスの運行管理において、地区バスの利用者だけでなく、団体運行の利用が増加し、バスの配車や運転手の管理など安全運転上担当が必要となつて

いることを理由に社会福祉協議会から予算要求がなされたため、社会福祉協議会事務局、担当課および町執行部が打合せや検討会を行い決定したものです。

【産業環境課】

Q 動物死体回収業務委託料について処理の方法と単価は

A 小動物については可茂聖苑の小動物用火葬炉で火葬処分を行い、大動物(シカ・イ

ノシシ等)については愛知県の化製場(死亡した家畜の死体などを処理する施設の総称)に搬入して処分を行っています。

○小動物 1体につき 3000円(10kgまで)
○大動物 1体につき 5000円

Q 自作農創設特別措置事業の事業内容と査定について

A 同事業は、国有農地の草刈等の維持管理を県に代わって市町村が行う場合、県が交付金を交付することにより行われる事業です。査定については、事業実施前年に県から市町村へ次年度の要望額の調査があり、町が要望した額を県が認定し、交付決定されます。県職員の現地確認は年1回、町職員立会いのうえ実施されます。

【基盤整備課】

Q 東光寺区画整理事業は地権者の合意が一定値に達しなかつたため、また家がかなり張り付いているため、断念すべきではないか。地価も下落し、設計費が無駄にならないか

A 平成19年度に、中川辺・西栃井区長連名で本地域内の道路整備について要望書が提出され、町では用途地域（第一種住居）であることから面的整備を検討されるよう回答しました。この結果、一部権利者により区画整理事業の発起人会を設立、平成20年度には当該事業の準備のための事務および技術援助が要望された経緯があり、仮同意が徴集されましたが、結果は同意率60%と町が指導する80%に達しておらず、現在は会で区域の見直しを含め、再度取りまとめが行われています。この結果により事業の進退を見極めるもので、平成24年度予算の執行はその後になり、

測量・設計はそのまた先となりません。

【教育委員会】

Q 芸術劇場は公民館行事収入として20万円増額となっているが行事は何を想定しているのか

A 入場料については、同種施設での料金をリサーチし決定していますが、前売り2500円、当日3000円で共に5000円の増額を検討しています。毎年、マンネリ化とならないよう、コンサート、落語、その他を検討し、予算の範囲内で価値のあるもの、より多くの集客が期待できるものを選定しています。24年度の芸術劇場については決定には至っていませんがコンサート系、お笑い系などを検討しています。

Q

中央公民館および海洋センターの自販機の設置業者と手数料の算定根拠は



(中央公民館ロビー)

A

自動販売機は来館者へのサービスの一環として設置しており、中央公民館では「コカコーラ」「ポッカ」「伊藤園」「明治」、海洋センターでは、「ポッカ」「明治」「サントリ」が設置されています。手数料については、1本販売されるごとに10円または15円の手数料、あるいは月額で3500円の手数料等、メーカーによって異なります。メーカーごとに基準が異なることや手数料収入の増加を見込み、新年度より設置する自動販売機を入札により決定する方向で検討しています。

Q

第三保育所プールサイド改修工事998千円が計上されているが、まだ完成してから10年ほどです。工事の内容は。また作った業者

に補修させることはできないか
A プールサイドに張ってある人工芝の起毛部分が紫外線等に



(第三保育所プール)

より劣化し削れており、湿気による藻やカビが発生し、滑りやすく衛生上も好ましくありません。このためプールサイド72㎡の人工芝を撤去し、滑り止め加工がされたビニールシートを貼る工事を行います。また当初施工業者の施行不備によるものではないので業者による補修は難しいと考えています。

Q

公民館施設整備改修事業2500万円、工事の予定時期は

A

公民館施設整備改修事業では、ホールの音響設備改修と研修室前の和式トイレの洋式化を予定しています。この事業は国の社会資本整備総合交付金にて改修を予定しており、国の交付決定を受けた後に着工予定としています。

24年度には国体ボート競技の開会式が公民館で行われることから、それまでに改修工事の完了を予定しています。

選挙管理委員・同補充員の選挙

選挙の方法は、指名推薦により行い、全会一致で次の方を選出しました。

選挙管理委員

栗山 罔彦氏
中川辺91番地
横山 良彦氏
福島564番地
櫻井 幸雄氏
下川辺492番地5
加藤 卓氏
下麻生751番地

補充員

村田 貞夫氏
鹿塩971番地1
市原 太司氏
上川辺1007番地1
肥田 弘司氏
比久見1674番地2
赤坂 孝氏
下吉田35番地

人事案件

▲人権擁護委員の推薦
遠藤 日女美氏
中川辺34番地
を全会一致で適任であると答申しました。

▲教育委員の任命
長谷川 哲氏
上川辺148番地1
を任命することに、全会一致で同意しました。

条例案件

▲川辺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び川辺町職員の給与に関する条例の一部改正
職員の時間外勤務について人事院勧告に沿って所要の改正を行い、支給割合の引き上げの部分について、時間外勤務代休時間を指定できる制度を新設するものです。
(全員賛成で可決)

▲川辺町教育長の給与、勤務時間その他の勤務

条件に関する条例の一部改正
特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、川辺町教育長の給料月額を改めるものです。
(全員賛成で可決)

▲川辺町税条例の一部改正
地方税法の一部改正に伴い町の税条例を改正するもので以下の改正を行うものです。
・たばこ税の税率改正
・退職所得分離課税に伴う所得割について10分の1相当分を控除する措置の廃止
・防災施策の財源確保のため個人住民税均等割の標準税率を改正
(全員賛成で可決)

▲川辺町介護保険条例の一部改正
介護保険事業計画策定委員会の答申により24年度から26年度の介護保険料を改正するものです。
(全員賛成で可決)

▲川辺町営住宅管理条例の一部改正
公営住宅法の同居親族

要件が廃止されたことにより、引き続き同要件を継続するために入居者資格要件等の改正を行うものです。
(全員賛成で可決)

▲川辺町公民館条例の一部改正
社会教育法が改正されたことに伴う改正で、規則で定められていた公民館運営審議会委員の委嘱要件を条例で定めることとしたものです。
(全員賛成で可決)

▲一般会計補正予算(第4号)
3967万円を減額し、総額を4億5337万円としました。
主な内容は
・決算見込額をもとに各種事業の予算を整理するものです。
歳入では
・まちづくり基金繰入金 1800万円減額
・国体施設整備補助金 930万円減額

予算案件

▲国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
5150万円を増額し、総額を12億4749万円としました。
主な内容は
・決算見込額をもとに予算整理をするものです。
歳入では
・繰越金 6438万円増額
・療養給付費負担金 432万円減額
・高額療養費共同事業 956万円減額
歳出では
・国保基金積立金 8869万円増額
・保険財政共同安定化事

・公立分保育料 612万円減額
・ぎふ清流国体川辺実行委員会補助金 1809万円減額
・旧下麻生小学校解体工事 1800万円減額
・財政調整基金積立金 5032万円増額
ほか

・社会資本整備総合交付金 1300万円減額
・公共下水道事業債 4280万円減額
・一般会計繰入金 1410万円減額
ほか

・業拠出金 2754万円減額
ほか
(全員賛成で可決)

▲下水道事業特別会計補正予算(第2号)
7334万円を減額し、総額を5億8854万円としました。
主な内容は
・決算見込額をもとに各種事業の予算を整理するものです。
歳入では
・一般会計繰入金 1410万円減額
ほか
(全員賛成で可決)

▲介護保険特別会計補正

予算(第3号)

20万円を増額し、総額を8億483万円としました。

主な内容は

決算見込額をもとに、予算を整理するものです。

歳入では

・介護システム改修事業費補助金 116万円増額

・地域支え合い体制づくり事業費補助金 60万円増額

・一般会計繰入金 173万円減額

歳出では

・高額介護サービス費 19万円増額

(全員賛成で可決)

▲水道事業会計補正予算

(第2号)

主な内容は

決算見込額をもとに、予算を整理するものです。

歳入では

・給水収益 300万円減額

歳出では

・原水及び浄水費 180万円減額

・減価償却費 72万円増額

・消費税 35万円増額

・支援連絡管布設工事負担金 100万円減額

(全員賛成で可決)

その他案件

▲町道路線の廃止

上川辺地内 2路線

石神地内 1路線

比久見地内 2路線

を廃止しました。

(全員賛成で可決)

▲町道路線の認定

上川辺地内 1路線

石神地内 1路線
比久見地内 3路線
を認定しました。

(全員賛成で可決)

▲岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正

外国人登録法廃止に伴い規約の引用部分を改正するものです。

外国人登録法廃止に伴い規約の引用部分を改正するものです。

を廃止しました。

(全員賛成で可決)

拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書

現在、法務省は、新たな人権侵害救済機関の設置等を規定した法案を、今通常国会に提出する意向を示している。

不当な差別や虐待などからの救済を目的に、新たな人権機関をつくるという同種の法案は過去にも検討されたが、人権侵害の定義が曖昧で不明確であることなどから、成立に至らなかった経緯がある。

今回、法務省のめざす人権侵害救済機関は、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会であり、行政権とその責任を規定する憲法上の観点から、設立には相当の理由がない限り認められないと解する。

昨年8月に法務省政務三役名で公表された基本方針においても、メディア規制を設けないなど、批判の強かった一部の条項が除外されている部分はあるが、依然としてその組織、救済措置における権限、地方組織との関係など、重要な部分については今後検討することとしている。加えて、人権擁護委員の資格要件、また、人権侵害の定義が不明確であることなど、まだまだ議論を尽くさなければならない点が多く存在すると思われる。

よって、国におかれては、十分な国民的議論を経ないまま、拙速に新たな人権侵害救済機関の設置を目的とする法律を制定することがないように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日 岐阜県川辺町議会
送付先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣

議会日誌

24年2月～24年4月

〔2月〕

2日・議会報編集委員会

6日・全員協議会

9日・可茂地域市町村議会議長会議

23日・国保運営協議会

28日・議会運営委員会

29日・総務委員会協議会

〔3月〕

1日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会

2日・可茂広域行政事務組合定例会

5日・総務委員会協議会

6日・総務委員会協議会

8日・第1回定例会

(初日)

9日・中学校卒業式

13日・総務委員会

16日・区長会

19日・第1回定例会

(最終日)

21日・社会福祉協議会評議員会・理事会

22日・生活安全推進協議会

・国体常任委員会

23日・小学校卒業式

27日・保育園卒園式

28日・可茂地区懇談会

〔4月〕

1日・消防団入退団式

5日・保育園入園式

9日・小中学校入学式

・議会報編集委員会

10日・区長会

11日・リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会

18日・青少年育成町民会議運営委員会

20日・議会報編集委員会

・可茂町村議会議長会

・商工会青年部総会

21日・交通安全協会総会、安全祈願祭

・文化協会総会

24日・国体実行委員会総会

・国体ポルト競技会総決起大会

一般質問

そこが聞きたい! 知りたい!

定例会の最終日に、4人の議員が質問に立ち、町政をただしました。質問と答弁の内容は、次のとおりです。当日の傍聴者は12人でした。

問

かわべ夢広場一帯を川辺中央公園(仮称)に整備しては

【長尾 諭議員】

かわべ夢広場が整備改修されています。住民の憩いの場としてよみがえることを期待しています。このかわべ夢広場に隣接する社会福祉施設「やすらぎの家」との相乗効果もあって、なお一層の利用者が増すことを願うものです。

この「かわべ夢広場」は川辺町の中心地として地理的にも恵まれており景勝地でもあります。このことから「やすらぎの家」周辺一帯の自然の地形をそのまま利用し芝生広場として整備し「川辺中央公園(仮称)」と、「かわべ夢広場」「やすらぎの家」とを連携させることが考えられます。

こうして、憩いの場、健康ウォーキングの場などを提供することが人口増政策に、そして町の活性化対策に弾みをつける要素となるのです。執行部の考えを伺います。

答

財政的に困難と判断

【基盤整備課長】

かわべ夢広場の整備については、昭和63年に当時の竹下首相が発案した、通称「ふるさと創生事業」を発端とし、ダム湖を貴重な資源、財産として捉え、「川辺ダム湖周辺整備計画」を策定して実施された事業です。

この計画に基づき、右岸の緑地、湖岸線、やすらぎの家、東光寺公園などが整備され、平成14年度から平成17年度には左

岸の遊歩道、この頃では湖岸線拡幅改良工事、かわべ夢広場改修工事を実施し、平成24年度には東光寺公園の遊具設置を予定しているところです。

また、ダム湖一帯が有機的に利用されるよう山川橋については改修工事を実施し、新山川橋についても、岐阜県により塗装塗り替えや防護柵が新たに設置され、耐震補強工事も発注されました。

一方、住民の方々や各種団体によるダム湖の清掃活動、行政と協働した

景観整備計画も策定されつつあります。

ご提案は町の活性化に寄与する事業として、かわべ夢広場、やすらぎの家周辺一帯を、芝生広場を主体とした「川辺中央公園」にしては、とのことですが、当該一帯を都市施設区域に編入させ緑地として芝生広場を整備する場合、用地費の外、建物等の補償費も相必要で、工事費も含めると数億円が見込まれることから、短期・中期的には財政的に困難と考えられています。

現在の芝生広場は山桶公園と位置づけており、ダム湖周辺については、湖面も含め「健康づくり」、「川との共存」を意識して整備しています。このため、既存施設が皆さまの心のやすらぎの場となり、安心して有意義に利用されますよう、適正な管理や整備に努めるべきと考えています。

問

福祉バスの運行をデマンドバスシステムにするのも選択肢の一つでしょうか

【長尾 諭議員】

町の委託事業で運行している福祉バスが町内を走っています。利用者はたいへん喜んでおられます。

しかし、利用状況は1日あたり30人程度と効率が悪いです。このことから福祉バスの運行システムなどを利用状況に合わせて総合的に見直す必要に迫られています。

利便性、経済性から考えたときバスの小型化も合わせてデマンドバス(利用者から予約を受けて対応するタクシー型運行システム)に移行するのも選択肢の一つだと思います。当川辺町ではタクシー業者があります。この業者も加わって導入に向けた運行計画を議論することができそうです。定住自立圏の事業として交通網の整備を含めて早急に立



(かわべ夢広場)

ち上げるべきと考えます
が執行部の考えを伺いま
す。

【町長】 先進地の状況を見な がら検討していく

【住民課長】
デマンドバスは、2種
類の形態があり、1つ
は、迂回型バスで、定ま
った路線はありますが、
需要に応じて迂回、路線
の延長を行うもの。もう
一つは、路線バスの形態
とは異なり、利用者の希
望乗降点および乗車
時刻の要求に応じ
て、迎えに行く経路
で運行するもので
す。デマンドバスの
多くの場合、電話に
よる予約が必要で、
予約を受け、配車を行
うセンターが必要と
なっています。また、
デマンドバスを運
行するには、専用の
タクシートの借り上
げや予約を受け付け
るオペレーターシス



(福祉バス)

テムや人件費等の経費が
必要となります。

今後、デマンドバスの
導入については、先進地
等の状況を見ながら、ま
た、地元タクシー業者と
も連携をとりながら、町
民の皆様の意見を幅広く
拝聴し検討していきたい
と考えています。また、
定住自立圏事業としての
位置づけは、現時点で
は、各市町村間における
移動手段において、福祉
バスを絡めて研究するか
については決まっていな
いと聞いております。

問 美濃加茂バイパス 完成に伴う町の緊 急課題

【高木律夫議員】

川辺町の緊急課題とし
て、町の活性化に関し私
の構想を述べ、町長の考
えを伺います。

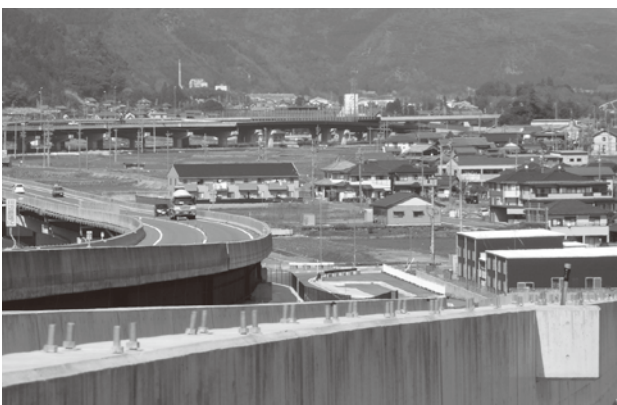
ご承知のとおり美濃加
茂バイパスは一般国道41
号線の交通混雑緩和・生
活環境の改善・地域開発
の促進を図るため事業が
推進されてきました。し
かし、川辺町にとっては
厳しい問題があります。

バイパスの完成により川
辺町はただの通過点とな
り、町が空洞化してしま
います。(私が調査した
ところ、21年頃より大型
スーパーの売り上げが半
減し有名店が撤退した事
実もあり企業の移転も心
配される)このような事
態は町の活力が大きく衰
退します。しかしその反
面、鹿塩ICの完成に伴
いJR西地域に新築戸建
て住宅が急増していま
す。これは町にとって大

きなメリットです。この
チャンスをしつかり捉
え、町の緊急課題として
住宅誘致の短期計画を実
施すべきと考えます。

町議会としても4年間
にわたり協議し、提出し
た提言書においても住宅
誘致による町の活性化を
強く求めています。町長
としても提言書について
は重く受け止めていただ
いていると思いますが、
新年度予算への反映状況
はいかがでしょうか。

活性化対策として私が
求める短期実施計
画、すなわち
①新築住宅を建て
られた方に対す
る現状実態調査
(建てやすい条
件づくりのため)
②新築対象者に対
する実質支援、
優遇制度(転用
サイクル、農振
農用地の見直し
など)
③町道下川辺・下
麻生線の整備
(町道幹線化)



(川辺鹿塩IC付近)

④町道下川辺・下麻生線
と一般国道41号線を結
ぶ横断道路の整備(J
R西地域の活性化)
以上4点の緊急策とし
ての取組や現状について
伺います。

今が住宅誘致のチャン
スです。一戸でも川辺町
に誘致できる施策を講じ
ていただきたい。そして
人口減を抑制し、「川辺
町に住んでよかった」と
いう計画を策定してい
ただきたいと思えます。

【町長】 可能なものに積極 的に取り組む

【町長】

地域活性化について考
える上での川辺町の人口
の状況は、人口動態統計
の出生と死亡から見た
「自然動態」によれば、こ
こ10年くらいはマイナス
となっています。低い出
生率と平均寿命の伸び悩
み、あるいは川辺町の人
口構造から、今後につい
てはこの傾向はさらに強
まることと予測されます。

また、社会的要因によ
る増減を表す「社会動
態」については、全体と
してはややマイナス傾向
にあるといえます。
「社会動態」の内訳と
して、住宅事情とするも
のは転入超過の状況にあ
り、これらのデータか
ら、川辺町は子育てや生
活を行う住宅地としては
一定の支持、需要がある
ものと考えています。
これらを前提として、
第4次総合計画において

も、住みやすい川辺町づくり、定住促進を基本的な考えとしているところです。計画する各種施策を展開し人口誘導を図ることにより、計画人口において、約1%上積みし、1万500人を目標として人口減少を押し止めるという内容になっています。この目標に対して平成22年国勢調査結果が1万593人であったことから、ある程度の効果が出ているものと考えているところです。

活性化に対する基本的な方向性については、施策の手法などの点において、なお取り組むべき施策はないか、実現のための工夫はないか、さらに積極的に政策判断せよという私への叱咤激励を賜ったものと感じております。このことは議会の総意として重く重く受け止め、町政の最重要事項としてさまざまな視点から取り組むよう、自らに言い聞かせるとともに職員にも徹底を図るよう努

ているところです。

次に、これらの取組を含む私の考え方、川辺町の将来構想については、まさにそれが「川辺町第4次総合計画基本構想」であり、そのための実現プランは「基本計画」であり、具体的なアクションプランは毎年ローリングで策定する「実施計

画」としているところです。

第4次総合計画において定住促進、人口確保を最重要の理念と位置付けており、まちづくりの三つの基本理念の一番目に「若い世代が安心して生育できる」「こどもたちが健やかに学ぶことができる」「町

民みんながいつまでも安心して住み続けられる」「川辺町」を目指すこととしたところです。

総合計画がその性格上、まさに総合的な計画であるため、地域活性化、定住促進だけに注目した場合には、総花的にもお感じかもしれませんが、私自身の中においては、間違いなく最重要な課題として受け止めているものです。

それらの取り組みの新たな状況については、まず、第一に道路整備に要する予算の確保です。社会の基本的インフラ整備は住宅誘致における最も重要な要のひとつであります。このため、苦しい予算の中でも特に積極的に計上しました。

次に文教予算で、若い世代は、子どもの教育レベルや安全に特に関心があるとされています。このため、小中学校の再整備計画を1年前倒しして、平成24年度より改修

を開始することとしました。加えて文教関係ではこのほかに中学校のパソコン教室の機器更新を行うほか、学校現場での少人数指導、あるいは障がい児等の適応支援に要する支援員の確保を継続しています。

また、福祉関係においては子育て支援の一環として不妊治療費助成を開始するほか、福祉医療費、妊婦健康診査などの制度を継続します。保育等の分野においても障がい児、要観察児等に対応するため、保育士の加配を継続するほか、各施設の設定の充実を図るための予算を盛り込んだところです。

また、川辺町を全国的に情報発信するための国民体育大会がいよいよ開催年となりました。この国体開催を機に川辺町をさらにアピールするための歓迎看板や町内施設のご案内看板、広告塔などの設置やモニメントの移設を計上したほか、まち

の魅力の増大といった点から山楠公園、東光寺公園の改修等に関する費用も盛り込んだところ

です。次に、新築住宅を建てられた方に対する現状実態調査についてですが、我々の川辺町の評価を知りたい点では私も興味があります。町の悪い点については苦情やご批判という形で普段より承っておりますが、良い点となるとあまり積極的にご意見をいただく機会が少ないため、なるほどと感じた次第です。ついてはアンケートという手法がよいのかどうかも含めて検討したいと考えています。

また、建設業、不動産業の方々への支援、指導体制については、法律等による規制の緩和という点では難しいものもありますが、町の権限、裁量でできる部分については、前向きに取り組んでいく所存です。



(完成間近の美濃加茂バイパス)

【税務課長】

家屋の新築対象者に対する支援等については、建築当初における税負担を軽減するための措置が、地方税法で講じられています。内容としては、新築住宅の床面積120㎡を上限として、3年間固定資産税額が、2分の1に減額となるものです。

また、所得税法においても住宅借入金等特別控除の措置が講じられています。内容としては、年末の住宅ローン残高に応じて10年間一定額を所得税額から控除できる制度です。

新築住宅の取得者には、現行でも地方税法および所得税法で手厚い軽減制度が、十分講じられていると考えています。

【産業環境課長】

農振農用地の除外申請を勘案し行う市町村整備計画（利用計画）の変更サイクルについては、本来、市町村整備計画につ

いては概ね10年先を見通して策定されるものであり、除外申請による中途での変更は例外として行われることから原則年1回とするよう県の処理基準で決められており、本町においても年1回が妥当であると判断されています。

農振農用地は農業振興上農用地とすることが適当な土地とされています。国の基本方針や県の整備計画の変更、合併等の事情など情勢の推移によつて必要が生じた場合に見直しはありますが、通常は除外の申出によつて利用計画の変更がなされるのが一般的です。

本町における農地転用手続きについては、毎月申請を受け、毎月協議を行つています。許可に關して権限委譲を受けていることから他の市町村よりわずかですが迅速に許可を下すことは可能となっております。

【基盤整備課長】

JR高山線より西地域の道路整備による活性化、および町道下川辺石神線、中川辺下麻生線と一般国道41号を結ぶ横断道路の整備についてお答えします。

JR高山線より西地域の道路整備による活性化ですが、第一高山街道踏切付近から、石神高橋地区を経て鶴飼地区の早急な改善については、現道拡幅改良が家の建ち並びもあり建設費も多大になることから、代替となるバイパス等の計画について地域住民の方々に説明会を実施しており、今後、現地への立入り、ルートへの検討を予定しているところです。

上川辺中組地区から北小前付近・御座野北から第二高山街道踏切までの間の拡幅改良については、交付金を活用し順次進めて来ましたが、道路改良の必要性について地域の方々の理解を得ることが困難で、平成23年度

工事をもつて一旦休止の方向で考えています。

町道下川辺石神線、中川辺下麻生線と一般国道41号を結ぶ横断道路の整備については、下川辺宮浦踏切は下川辺から中川辺間において大型車両が唯一通行できる箇所、今後安全・安心に通行

できるように踏切前後の町道の適正な維持管理を実施していきます。

関街道踏切については、今後の川辺町の活性化に欠かせない踏切として認識しており、今現在、県当局において暫定形での拡幅改良の検討にあたり関係機関と協議を



関 街 道 踏 切

行っていたいただいております。なお、右左折による渋滞が懸念されることは、国道と鉄道が近接しており、建築物も立ち並んでいること、付加斜線の設置は多大な事業費と時間を要することなど、早急な対応は困難と伺っています。なお、踏切の拡幅工事実施に際しては、統廃合が原則であることから、町内踏切原則一箇所を廃止する条件が付与されますことを御理解下さい。

大北・第一加治田踏切については、踏切本体の改良については物理的に困難と考えています。ただし、国道と踏切の高低差が大きく危険で、少しでも安全に進入できるように、国土交通省に対し国道41号の付加車線の設置について要望しています。が、事故件数も少ないことから優先順位は低いとの回答を得ています。

かやの木踏切から北小方面へ向かう町道松田線の延伸ですが、地元から

の要望も強く、福祉施設や小学校、保育所といった公共施設等につながる道路で通行量も多いことから、ルート検討等を行うため、地域住民の皆さまと協議の場を設けたと考えています。

北小学校前、町道中川辺下麻生線の交差点部から石神側が狭小であること、町道中川辺下麻生線の御座野地区から第二高山街道踏切を含めた拡幅改良の件については、地域の皆さまのご理解が得られるまでの間、休止する考えでおりますのでご理解をお願いします。

問 福祉バス巡行の見直しについて

【岩田龍典 議員】

実際に福祉バスに乗って、全てのルートの利用状況や利用者の意見を聞くと共に利用記録を調べたところ
・利用者はほぼ固定されている。

・利用者が全くない空の状態ですバスが走っている。
（利用者の意見として）

①福祉バスをほぼ毎日利用している。バスを運行してもらって、買い物・病院・やすらぎの家の利用にとっても助かっている。

②巡行ルートになつていないが、毎日、ほとんど利用されていないルートや停留所がある。
③ピアゴ・コメリの近くで止めてほしい。

④時間調整をしてJR高山線中川辺駅での列車時刻に連絡ができる配慮を

などの結果を得ました。福祉バスを巡行するためには安全・道路事情など種々の制約があります。現状を踏まえて今一度、ルート・時間・停留所の位置を見直し、一人でも多くの方が有効に利用できる方策を検討すべきと考えます。執行部の考えは。

答 幅広く意見を聴取し検討する

【住民課長】

福祉バス運行に関しての要望に対しては、自治会の協力を得ながら、極力対応し改善を図ってきました。最近では、平成23年5月に新規の停留所を1箇所増設しました。

巡行ルートについては、毎日の運行業務管理表から年間の利用者数の状況を見てみますと、平成23年4月からこれまでに、1人か2人しか利用がなかった停留所もありました。今後の運行については、引き続き地域の皆さまや自治会のご意見を取り入れながら、廃止する停留所や新規に開設する停留所を検討していきます。

また、ピアゴ・コメリの近くの停留所設置については、設置によって特定の施設だけの利



（福祉バス停留所 比久見地内）

益支援となる反面、町民の皆さまにとって、高齢者の買物負担が軽減されるといふ利点もあるため、他の商店との公平性を考えて、今後、商工会等関係機関との検討が必要になってきます。

さらに、JR中川辺駅での列車時刻に連絡できることに関しても、福祉バス導入にあたって、町内のタクシー事業所と協議し、中川辺駅付近には停留所を設置しないことで承諾をいただいで町内巡行バスの運行を実施してきたという経緯があります。これについても今後、JRやタクシー事業所と協議して検討していきたいと考えています。

問 JR線路西地区の将来構想について

【岩田龍典 議員】

少子高齢化・核家族化が進む中でも、自然環境が恵まれている川辺町には、以北の町村からの転入者も多く、中川辺田地区に昭和60年に初めて家屋が築造されて以来、現在では35戸となっております。

国道41号バイパスの開通で利便性がよくなった当地区を含む石神から下川辺のJR線路西側地区には、今後ますます家屋が増え、住宅地として発展すると予測されます。

現状での新築家屋は、農道に面して建てられています。住宅地としての整備計画がないまま宅地化が進めば、将来、住民の生活を守る消防車・救急車など緊急時の車輛が通行可能な道路整備に支障をきたすと思われる。

本来、宅地化が進む前に道路等の整備を先に進

めるべきだと思えますが、新築家屋の建て方等について、将来を踏まえた最小限度の取り決めを早急に施行しておくことが大切と考えます。

また、線路を挟んで東西を二分した町となりますが、両地区を結ぶために川辺町環状道路計画に加え、41号バイパスを利用した交通手段ならびに能田側からJRホームへの乗降・線路を跨ぐ歩道橋の設置等の施策が考えられます。これらは、JRの協力を必要としますが、将来構想を進めるために、JRに対して今後どのように取り組むのか。

答 建築基準法により規制、跨線橋は多額の費用負担を予想

【基盤整備課長】

町の人口が減少傾向にありながら、町全体で戸建住宅、民間アパート、不動産事業者によるミニ開発により建築物が増加



中川辺駅から北を望む

し、今後もこの傾向は続くものと推測しています。この要因は、国道41号美濃加茂バイパスの供用による交通の利便性や、核家族化による住宅建築、不耕作地の有効活用によるものと推測しており、宅地化の進行が喜ばしい反面、一方では農

用地の減少による農業施設の管理費の負担増を危惧しています。「宅地化が進む前に道路整備を進めるべき」とのことではありますが、当該地区は土地改良事業が施行された農業振興地域内であることから、プライオリティーを考えます

と、基本的には先行して道路整備を実施することは困難と考えます。また、現道の拡幅改良については、地権者のご理解、ご協力が最優先であることもご理解願います。

「新築家屋の建て方等について最小限の取り決めを」とのことですが、川辺町は都市計画区域内で建築基準法が適用されており、原則、接道幅員は最低4m、これに満たない場合は道路中心線から2m後退しなければ建築できないとされています。また、町道の拡幅改良の基準は原則5m以上としており、3000m²未満の開発についても、町の開発指導要綱で同様の原則5m以上と規定しているなど、既に法令的に一定の取り決めが成されています。なお、これ以外につきましては、一定地域で生活しておられる皆さまや、地権者自らによる建築物などに対する申し合わせが有効で、

以前に地域で検討いただくよう(案)をお示しいした経緯もあります。

「線路東西を結ぶ構想」については、JRに對し平成19年度に駅西側の一部開放を申し入れましたが、管理面から認められないとの回答でした。この際、ホーム通路を兼ねた跨線橋であれば検討の余地はあるとのことでしたが、一般的には道路機能分として多額の負担が生じます。

問 障害の方の雇用に ついて

【桜井真茂議員】

地方公共団体は職員数により、障がいの方を正規職員として雇用しなければならぬ規定があつたはずですが、現在何名の方を職員として採用されていますか。また、今後採用の見込みはありますか。障がい者の方も健康者の方も、男女皆平等に雇用しなければと思

ますがいかがでしょうか。

答 今後も雇用機会の 確保に努めていく

【総務企画課長】

障がい者の方の雇用については、障がいのある人も障がいのない人たちと同じように生活し活動できる社会を実現することは極めて重要であり、障害者自立支援法施行などにより「福祉から雇用」の流れは、今後ますます進んでいくことから、障がいがあつても働く意欲と能力をもっている方々が職業を通して社会参加できるよう、理解と協力が必要であると考えています。

また、働く人が性別により差別されることなく、それぞれの能力が十分に発揮できる雇用環境を整備することも、同じく重要なことであると考えています。こうした中、「障害者

の雇用の促進等に関する法律」では、一定規模以上の労働者を雇用する事業主に対して、障がい者の雇用を義務づける「障害者雇用率制度」が規定されています。この中で、国および地方公共団体には、労働者中に占める障がい者の割合が2・1%以上となるよう義務化され、本町の障がい者雇用率は、2・41%となっており、法が定める割合は満たしています。

また、本町では、障がいを有する正職員は雇用しておりませんが、この法でいう労働者とは、常時雇用している労働者であれば、嘱託社員、パート社員等であっても可能とされているところであり、本町では、嘱託職員を雇用している状況となっております。

今後につきましても、引き続き、働く意欲と能力をもっている障がい者の方々に、雇用機会を確保していきたいと考えています。

問 不登校問題の関連について

【桜井真茂議員】

全国的に不登校の児童、生徒は増加傾向にあり、不登校までには達しないが教室に入れない生徒等に対して十分なケアが行われているのでしょうか。

最近では携帯電話、インターネットの普及でネットやメールでのいじめ、悪質な書き込み等の要因で精神的に追い詰められ、誰に相談してよいか分からなくなっている子どもも多い実情です。

教育現場においてどのような対応がなされているのか伺います。

答 焦らない対応・指導に心がける

【教育長】

不登校の現状は、2月末日現在、小学校では0人ですが、中学校では5人となっています。しか

し、残念なことに、それに加え、不登校傾向の児童生徒、いわゆる、保健室登校・相談室登校・あすなる教室通級の児童生徒が、小学校で3人、中学校で9人を数える現状です。

対応としては、家庭訪問をし、保護者や児童生徒の思いを理解し、受け止め、改善やよりよい対応ができるよう努めています。また、教育委員会でも直接、保護者と懇談し、対応の在り方や指導の在り方の共通理解を図っています。

また、学校現場に配置されているスクールカウンセラーやスクール相談員との懇談の機会を設け、保護者・児童生徒・学校職員・教育委員会ともども、指導助言を受け、その対応に生かすことに努めています。

保健室登校・相談室登校の不登校傾向の児童生徒については、担任はもちろん教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭

が中心的対応者・指導者として位置付けられ、情報提供をもとに、全職員が関わり合いをもって教科指導・心の教育に努めています。

不登校におこしている要因は、友人関係をめぐる問題・学業不振に関わる問題・クラブ活動・部活動不適応に関わる問題・無気力に関わる問題等が考えられます。

携帯電話やインターネットでの悪質な書き込みも不登校要因の一つに上げられています。これらについては、専門家を招いた講演会を開き、児童生徒に怖さや悪影響を招くことの理解を図っています。

不登校にある児童生徒に対し、本人の心の内、保護者の心に思いを馳せ、温かい心をもって、焦らない対応・指導に心掛けていきたいと考えます。

問 症候群診断への取り組み

【桜井真茂議員】

厚生労働省では、小児メタボリック症候群の診断基準を出しています。

最も重視するのは腹囲で、小学生は75cm、中学生は80cmまたは、腹囲を身長で割った数値が0.5以上のものが該当するとされています。

メタボリック症候群の診断に対する取り組み、検査結果の対応、正しい生活習慣の取り組みについて伺います。

答 正しい生活習慣を指導

【教育課長】

肥満傾向の判定には代表的なものとして日比式、ローレル指数、BMI、身長別標準体重などがあり、川辺町の小中学校においては身体測定の結果をもとにローレル指数を計算し、児童生徒の

健康管理指導を実施しています。

この指数をもとに、学校では高肥満の児童生徒には医療機関で栄養指導を受けるように勧めるとともに、健康カードを配布し、保護者の方々にお子さんの身体の様子をつかんでもらうように務めています。また、必要に応じて養護教諭が心配な児童の保護者の方々に対して、個別に食に関わる指導をする場合もあります。現在のところ、心配としている児童生徒は、川辺町内で38人いると報告を受けています。

正しい生活習慣の取り組みとしては、担任が学級活動や給食の時間、学級懇談会、家庭訪問の中で、また必要に応じて家庭での指導を促しています。また、栄養士や給食センター、外部講師による食育に係る事業、講話等も正しい生活習慣の取り組みの一環です。

編集後記

東日本大震災から1年が経ちました。被災地の復興は遅々として進まず、ガレキの処理も思うように進まない様子。被災者のご苦労はいかばかりかと察せられます。

また、あつてはならない福島原発事故で、国内の原発が再稼働できない状況。今こそ国民が冷静な議論と判断をすることが大切ではないでしょうか。

地理・自然に恵まれている川辺町は、新年度予算も決まり、新たな明日に向かって歩み始めました。

安全・安心して住める川辺町を目指して、町民一人一人が努力したいものです。